

平成十八年二月二十一日受領
答 弁 第 六 二 二 号

内閣衆質一六四第六二号

平成十八年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七一年沖繩返還協定を巡る日米密約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七一年沖縄返還協定を巡る日米密約に関する質問に対する答弁書

一について

国会における外務大臣の答弁の内容は、真実に沿ったものであるべきであると考えている。

二及び四について

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第三条の規定により外務職員に適用される国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項には、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定されており、御指摘の吉野文六元外務省アメリカ局長（以下「元アメリカ局長」という。）についてもこの規定が適用される。

三について

外務省としては、御指摘の元アメリカ局長の発言の内容については承知していない。いずれにせよ、沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和四十七年条約第二号）がすべてである。

五について

御指摘の事実はない。

六について

御指摘の答弁は、川口順子外務大臣（当時）が外務大臣としての考えを述べたものである。

七について

お尋ねの「元アメリカ局長でこの問題にかかわった吉野元局長」とは、吉野文六氏のことである。

八について

調査した限りでは、御指摘の文書は、外務省では保存されていない。